

廃棄物の適正な 廃棄方法等について

令和 7 年 1 月
宮城県廃棄物対策課

1 .産業廃棄物

2 .排出事業者の責任

3 .処理の委託と確認

産業廃棄物 ～ 廃棄物の定義 ～

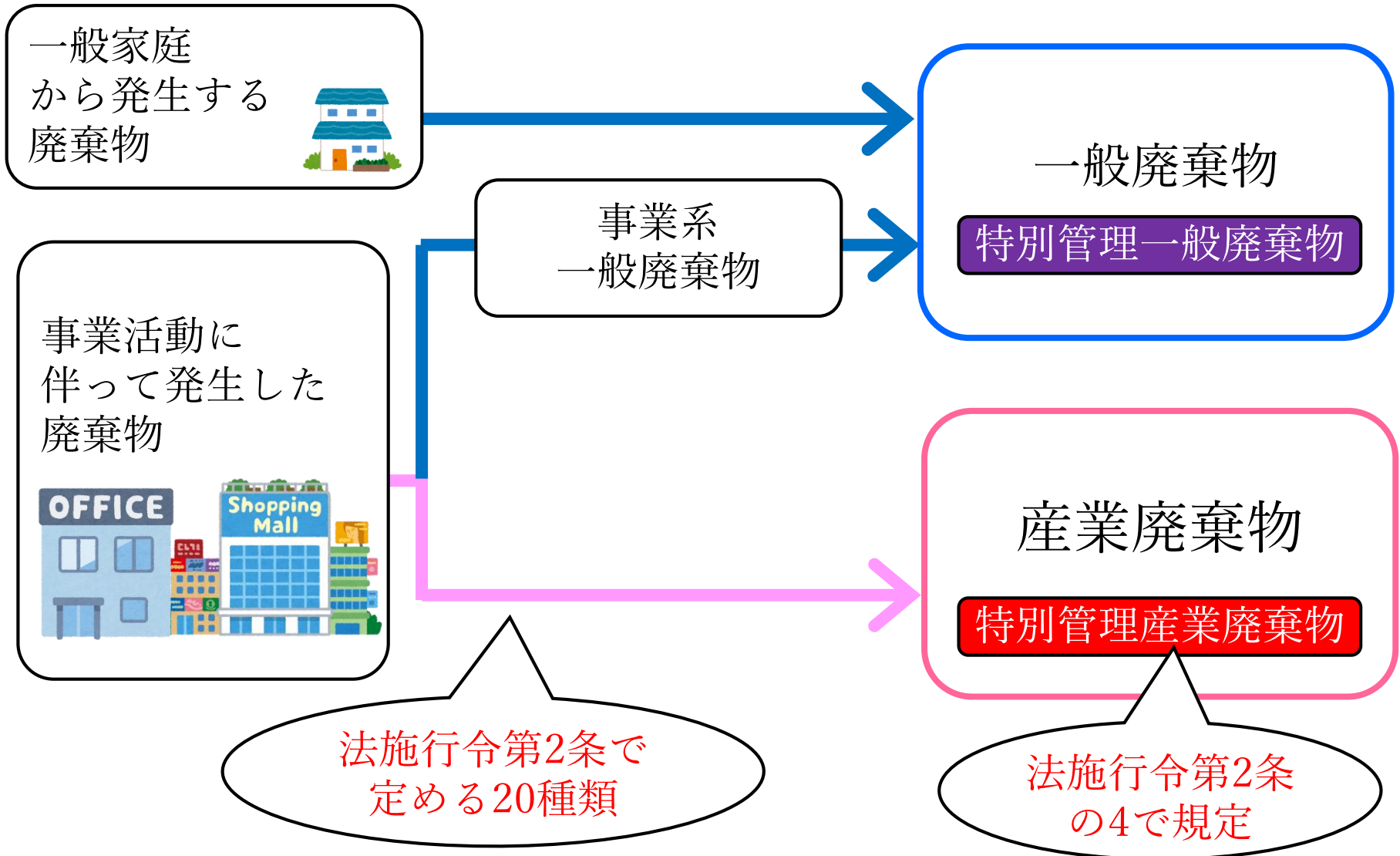
廃棄物の定義（法第2条第1項）

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の

汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの
（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）

※「汚染された物」からは、
放射性物質汚染対処特措法第1条に規定する
事故由来放射性物質によって汚染された物は
除かれている
（放射性物質汚染対処特別措置法第22条）。

産業廃棄物 ～ 一廃と産廃の区分 ～



産業廃棄物 ～ 種類（すべての業種） ～

No.	名称	具体例
1	燃え殻	石炭がら、焼却灰、廃活性炭 等
2	汚泥	排水処理汚泥、建設系汚泥、製造工程から出る泥状物等
3	廃油	廃潤滑油、アルコール等の廃溶剤、固形石鹼 等
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液、廃鉛バッテリー液 等
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液 等
6	廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、廃タイヤ 等
7	ゴムくず	天然ゴムくず
8	金属くず	空き缶、鉄くず、半田くず 等
9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	空き瓶、陶磁器くず、石膏ボード 等
10	鉱さい	鑄物廃砂、不良鉱石 等
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他これに類する不要物
12	ばいじん	焼却施設等の集じん施設で集められたすす
13	他の産業廃棄物に該当しない廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもの

産業廃棄物 ～ 種類（業種が限定されるもの） ～

No.	名称	具体例	対象業種
14	紙くず	紙、板紙のくず 等 新築、改築等に伴う紙くず	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷出版業 等 建設業
15	木くず	木材片、おがくず 等 新築、改築等に伴う木くず	木材・木製品製造業等 建設業
16	繊維くず	木綿等の天然繊維くず 新築、改築等に伴う繊維くず	繊維工業 建設業
17	動植物性残渣	あめかす、醸造かす、魚及び獣のあら 等	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
18	動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物	と畜場、食鳥処理場
19	動物のふん尿	牛、馬、豚等のふん尿	畜産農業
20	動物の死体	牛、馬、豚等の死体	畜産農業

産業廃棄物 ～ 特別管理産業廃棄物 ～

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの

例えば・・・

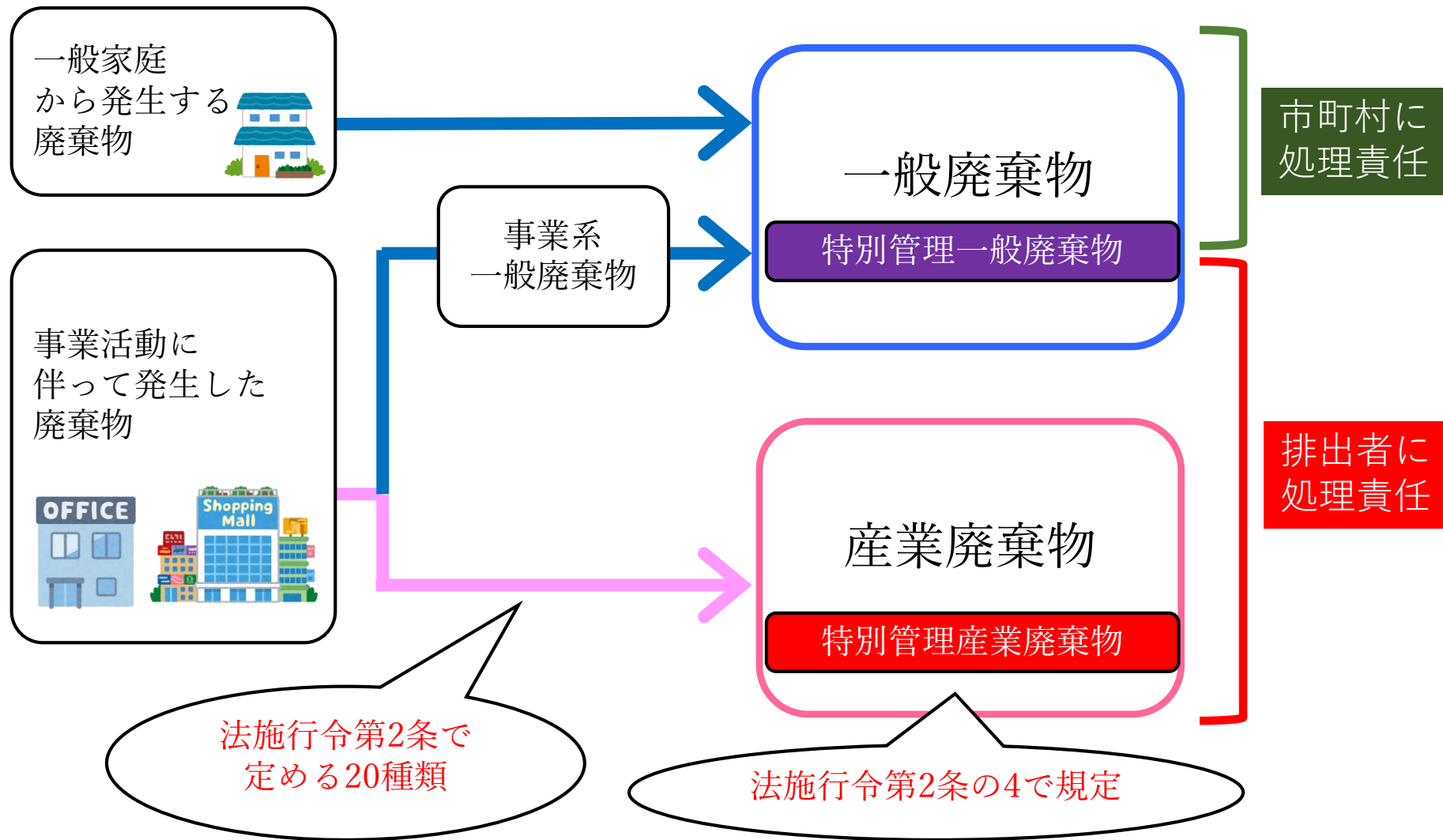
- (1) 燃えやすい廃油〔揮発油類、灯油類、軽油類〕
- (2) 強酸・強アルカリ〔pHが2.0以下及びpH12.5以上〕
- (3) 感染性産業廃棄物
感染性病原性を含むもの〔排出施設の指定等あり、例；血液が付着したもの〕
- (4) 特定有害産業廃棄物
有害物を含むもの〔排出施設の指定、濃度規定あり〕
※廃水銀等、廃石綿等、P C B等があります。
- (5) ダイオキシン類を含むもの〔排出施設、濃度規定あり〕

1 .産業廃棄物

2 .排出事業者の責任

3 .処理の委託と確認

排出事業者の責任 ～ 責任の所在 ～



廃掃法上の排出事業者の責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（法第3条第1項）

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。（法第11条第1項）

廃掃法上の排出事業者の責任 ～ 注意義務 ～

- ①一般的な処理料金の半値程度又はそれを下回るような処理料金で処理を委託している
- ②過剰保管等を理由として改善命令等の行政処分を受け、又は住民から訴訟を提起されている処理業者に処理を委託している
- ③委託先の選定に当たって、合理的な理由なく、適正な処理料金か否かを把握するための措置（複数社見積もりなど）、不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかを把握するための措置を講じていない

○処理施設の実地確認

- ・ 処理実績の確認
- ・ 中間処理業者と最終処分業者の委託契約書の確認
- ・ 改善命令等を受けている場合にはその履行状況の確認

排出事業者の責任 ～ 不適正処理が起きたら ～

廃棄物の処理を委託しても、その責任は免除されません

注意義務を怠った場合

**排出事業者が 命令や処罰の対象になるかも
(法第19条の6)**

排出事業者の責任 ～ 罰則 ～

主な違反内容	罰則
委託禁止違反 施設無許可設置 廃棄物の投棄禁止違反（未遂含む） 廃棄物の焼却禁止違反（未遂含む） 等	第25条 5年以下の懲役 1000万円以下の罰金 又はこの併科
委託基準違反・再委託禁止違反 等	第26条 3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科
管理票交付義務違反・記載義務違反 虚偽記載 管理票保存義務違反、虚偽管理票交付 等	第27条の2 1年以下の懲役 100万円以下の罰金
帳簿備付け・記載・保存義務違反 報告拒否、虚偽報告 立入検査拒否・妨害・忌避 技術管理者設置義務違反	第30条 30万円以下の罰金

業務において、従業者等が法違反行為をしたときは、その従業員だけでなく、雇い主である法人又は人にも罰金刑（3億円以下の罰金など）が科されることがあります（第32条、両罰規定）。

毒物・劇物はどうやって廃棄するのか

毒物及び劇物取締法：毒物・劇物ではない物にしてから廃棄する



○多くの毒物・劇物は、個別品目毎に具体的な廃棄方法が厚生労働省の通知で示されているので参照する

○安全データシート（SDS）を参照し、中和、加水分解、酸化、還元、希釈する

○「下水道法」「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」等の他法令に注意する

■毒物及び劇物取締法第15条の2

毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

■毒物及び劇物取締法施行令第40条

法第15条の2の規定により、毒物若しくは劇物又は法第11条第2項に規定する政令で定める物の廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。

- 1 中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。
- 2 ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。
- 3 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。
- 4 前各号により難しい場合には、地下1メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

毒物・劇物はどうやって廃棄するのか

自己処理できない場合は

産業廃棄物処理業者に 廃棄を委託する

- 宮城県HPで許可業者を掲載しています
- 必要に応じて、**宮城県毒劇物協会に相談**して下さい

1 .産業廃棄物

2 .排出事業者の責任

3 .処理の委託と確認

処理の委託と確認 ～ どんなゴミ？ ～

□誰が排出事業者？

□廃棄物の種類は？

廃棄物の区分を考えましょう！

□自社で処理（収集運搬又は処分）できる？

□処理業者に委託する？

廃棄物処理法のルールを確認しましょう！

- ・処理について契約しましょう
- ・取扱い注意点を記載しましょう（WDS）
- ・成分不明の場合は検査しましょう
- ・ちゃんと処分されたか確認しましょう

処理の委託と確認 ～ WDSとは？ ～

廃棄物処理業者が安全に適正処理するために

排出事業者は

委託契約書に産業廃棄物の情報を記載しなければなりません

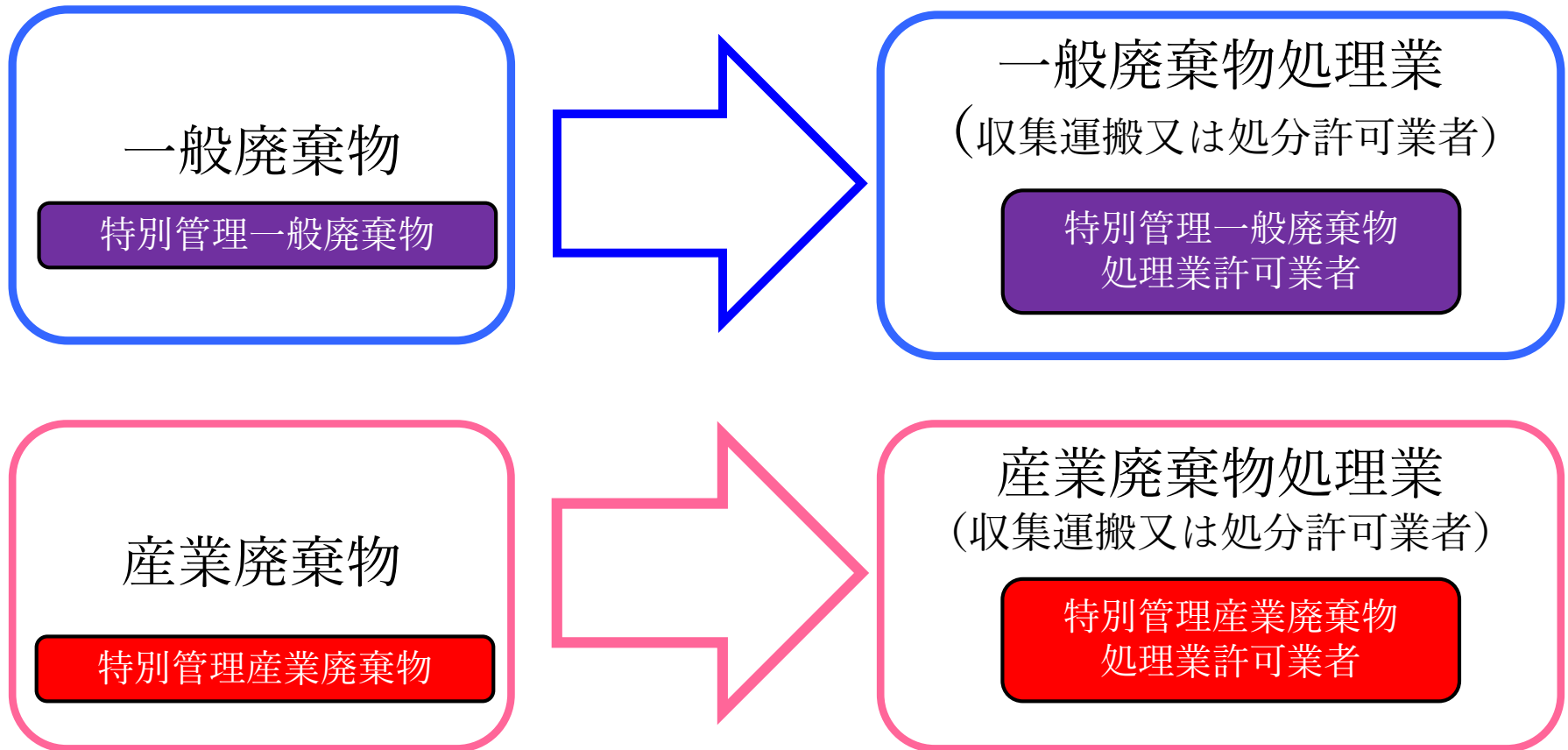
WDS：廃棄物データシート の添付で対応可能

- ・ 産業廃棄物の性状や荷姿
- ・ 運搬や保管の際の取扱い注意点
- ・ 他の廃棄物と混合することで生じる支障
- ・ 化学物質含有マークの表示に関すること

etc

適切な処理の委託と確認 ～ 処理業者と契約② ～

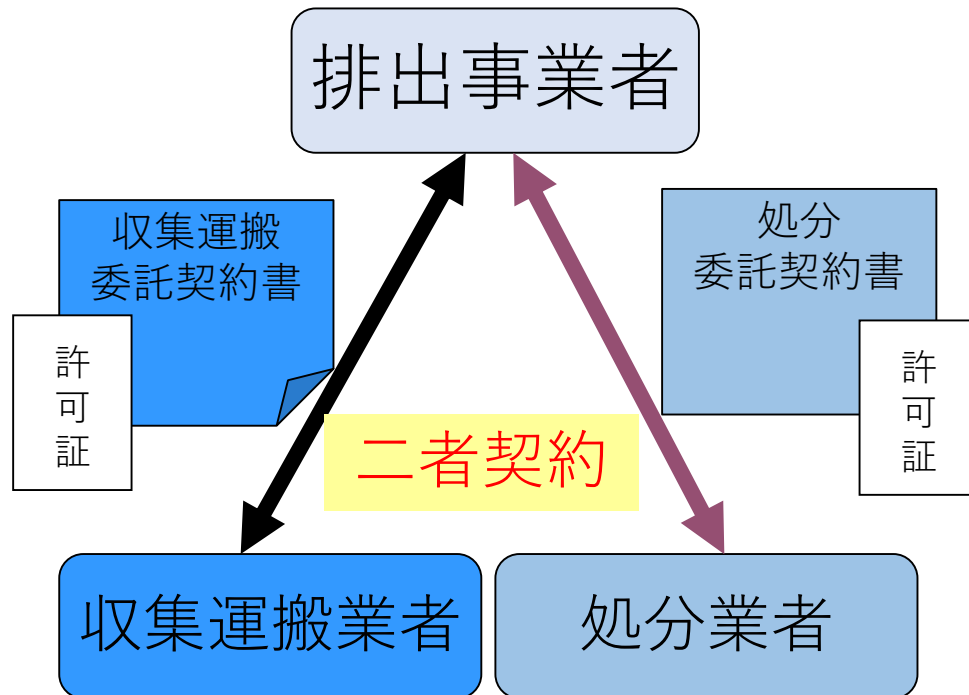
誰に廃棄物の処理を委託できるか？



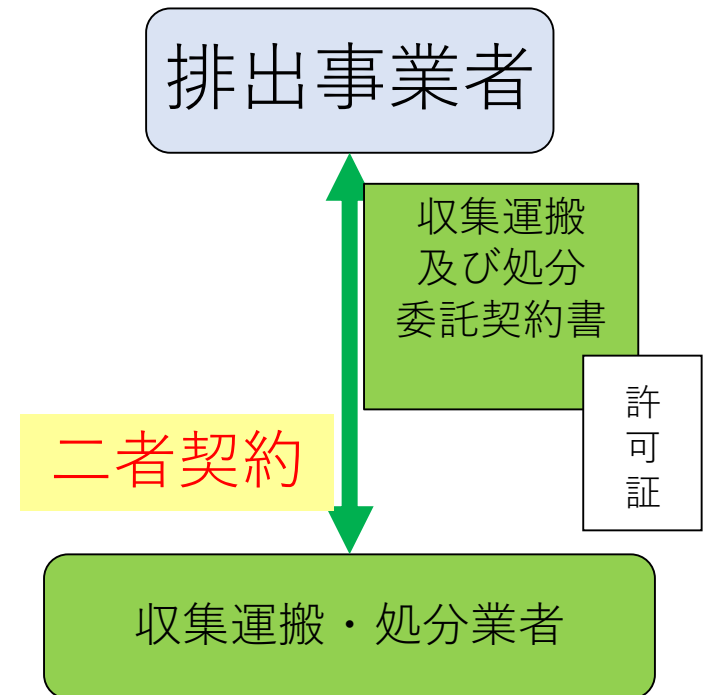
適切な処理の委託と確認 ～ 処理業者と契約③ ～

書面での委託契約

- 法定の記載事項を記載し、かつ法定の書面を添付して、処理業者それぞれと締結
- 契約書及び添付書類は、契約終了後5年間保存が必要



収集運搬業者と処分業者
が異なる場合



収集運搬業者と処分業者が同一の
場合は1つの契約書でもよい

適切な処理の委託と確認 ～ マニフェスト① ～

マニフェストの目的

1. 産業廃棄物が適切に処理されたかどうかチェックすること
2. 産業廃棄物の実際の処理の流れを記録に残すこと

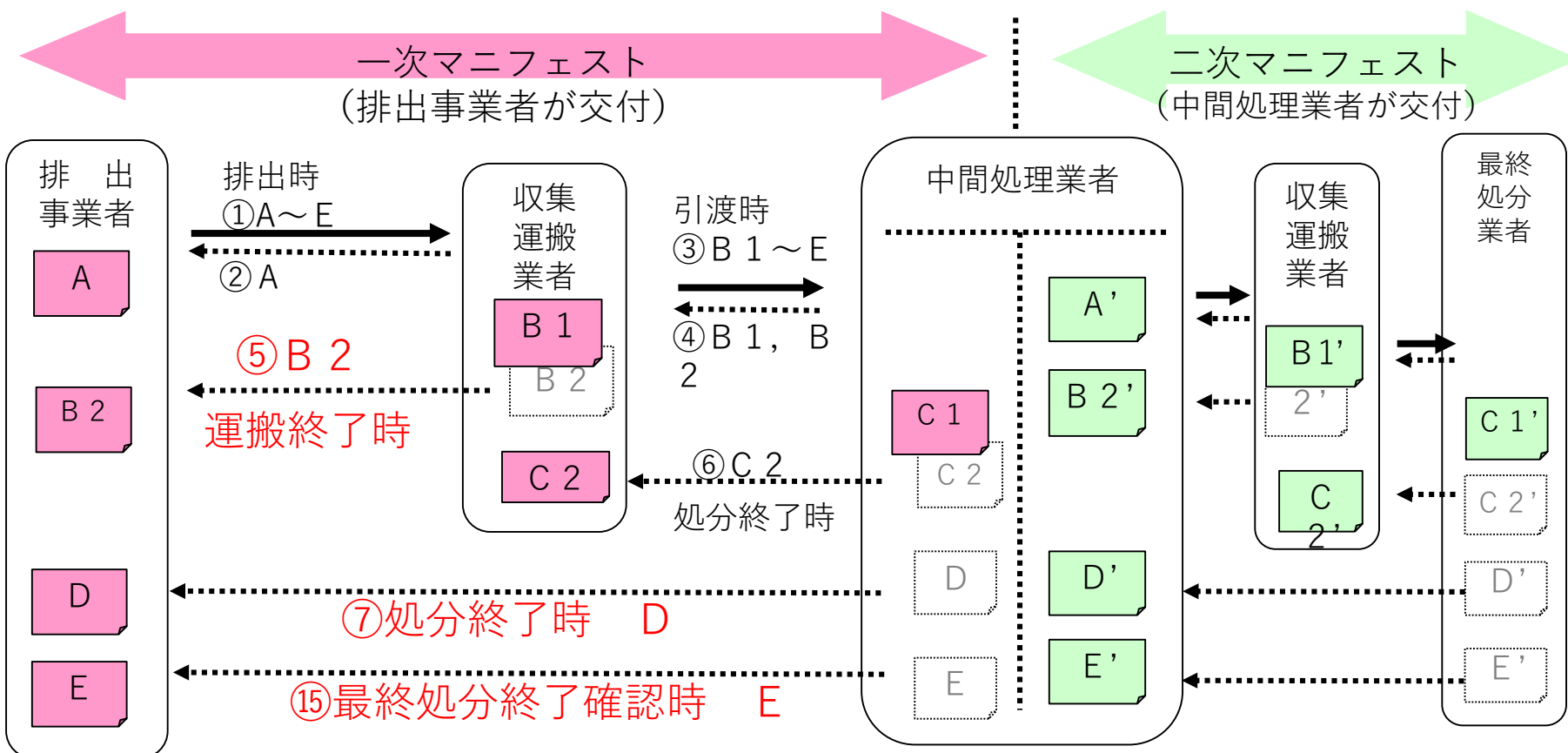
記録する項目

- ① 誰が（委託者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者など）
- ② 何を（産業廃棄物の種類、数量、荷姿など）
- ③ どのように（産業廃棄物の処分方法、産業廃棄物の最終処分の場所など）
- ④ いつ（マニフェストの発行日、運搬終了日、処分終了日、最終処分終了日）
処理したのか

適切な処理の委託と確認 ～ マニフェスト② ～

マニフェストの流れ

※区間輸送なしの場合



B2、D、E票が返ってきたらA票と照合確認し、A票は交付した日、B2、D、E票は返送された日から5年間保存すること

ご清聴ありがとうございました